

埼玉など4県をまん延防止 重点措置区域に追加

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝菅義偉首相）は4月16日に会合を開き、埼玉、千葉、神奈川、愛知の4県を、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施区域に追加することを決めた。

重点措置実施区域は10都府県となった。4県の「実施すべき期間」は、4月20日から5月11日まで。埼玉県は、さいたま市と川口市を、重点措置を実施すべき区域に指定。千葉県は、市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市を措置区域とした。神奈川県は横浜市、川崎市、相模原市を、愛知県は名古屋市を、それぞれ措置区域とした。

また、基本的対処方針を一部改訂。変異株（Variant of Concern：VOC）について「感染者の割合が上昇しており、急速に置き換わりが起きつつある」と追記した。

さらに、ゴールデンウィークを控え「大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと」を加えた。

リバウンド防止に向けた 指標など提言

政府の新型インフルエンザ等対策推進会議・新型コロナウイルス感染症対策分科会（分科会長＝尾身茂・地域医療機能推進機構理事長）は4月15日に持ち回りで会合を開き、「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言」を取りまとめた。

提言では、「早期探知のための指標」を新たに示したほか、ステージ判断のための指標に入院率を加えるなど精緻化を図った。早期探知のための指標については、感染力が高い変異株が出現したため、まん延防止等重点措置等を含むさまざまな「強い対策」を、より早期に講じる必要があり、その判断のもととなる「感染拡大の予兆を早期に探知」するために示したとした。

指標は、「安定した状況からの立ち上がりを示す指標」と、「病床確保との関係で『強い対策』を講じるタイミングの指標」の2つを示した。

「安定した状況からの立ち上がりを示す指標」は、以下とした。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ▼発症日別陽性者数 | ▼20～30歳代を中心とした年齢階層別新規陽性者の数および割合 |
| ▼PCR陽性率 | ▼今週先週比 |
| ▼歓楽街の夜間の人流 | |

一方、「病床確保との関係で『強い対策』を講じるタイミングの指標」は、以下の項目を示した。

- ▼都道府県は、今週先週比を基に、一般医療と両立可能な最大の確保病床を占有してしまう感染者数に、2~4週間で到達してしまうことが想定されると判断された時点で、「強い対策」を講じることが重要である。
- ▼さらに、夜間の人流が増え、今週先週比が1.0を大きく上回ることが2週間以上続く場合等にも特に早期の対策が必要である。
- ▼なお、大きく感染が拡大する予兆として、20~30歳代の新規陽性者の数や割合が増加する傾向があることも考慮する必要がある。

また、ステージ判断のための指標も一部改訂した。

■ステージⅢの指標

- ▼確保病床の使用率20%以上
- ▼重症者用確保病床の使用率20%以上
- ▼PCR陽性率5%以上
- ▼感染経路不明割合50%以上
- ▼入院率40%以下
- ▼療養者数「20人／10万人」以上
- ▼新規陽性者数「15人／10万人／週」以上

■ステージⅣの指標

- ▼確保病床の使用率50%以上
- ▼重症者用確保病床の使用率50%以上
- ▼PCR陽性率10%以上
- ▼感染経路不明割合50%以上
- ▼入院率25%以下
- ▼療養者数「30人／10万人」以上
- ▼新規陽性者数「25人／10万人／週」以上

医療情報③
厚生労働省
事務連絡

GW期間中の医療提供体制確保の留意点を示す

厚生労働省は4月13日付で、「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、以下のことなどを踏まえ、「連休時においても新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者や疑い患者の増加が起こり得る」「さらに新規感染者の増加がみられるなかで増加した重症者への対応も併せて求められる」ことが想定されるため、引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することが必要とした。

- ▼3月下旬から増加率も高まり重症者数も増加に転じ、重症者増加のスピードに注意が必要な状況にある
- ▼変異株の感染者の増加傾向が続いている

そのうえで、連休時においても各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、以下に示す内容について、必要に応じて、保健所設置市および特別区を含む基礎自治体、都道府県医師会、郡市区医師会を含めた関係者と十分な協議を行い、対応するよう求めている。

- ▼連休時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関や COVID-19 疑い救急患者や入院患者の受け入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行っておくこと。
- ▼受診・相談センターについては、全都道府県で夜間・土日も含め 24 時間対応可能な体制を整備いただいているところであるが、新型コロナウイルス感染が疑われる方が即座に相談できる体制を確保できるよう、必要に応じて体制を拡充するとともに、連休時においてもその体制を引き続き確保すること。
- ▼連休時には各医療機関において、平時と異なる体制がとられることが想定されるため、連休時の受診、電話相談、受診調整に対応可能な医療機関を事前に調整のうえ、確保しておくこと。また、発熱患者等が円滑に相談できるよう、連休時に連絡可能な相談窓口等の公表についても検討すること。
- ▼地域の実情に応じた病院ごとの役割分担の明確化や関係者の連携、COVID-19 患者の搬送調整等について、連休前に改めて確認をしておくこと。
- ▼物資については、連休時においても医療関係物資の需給の逼迫状況に応じて都道府県等の備蓄品等を必要とする医療機関に迅速に供給するため、必要に応じて備蓄品等を買い増すとともに配送体制を確保しておくこと。
- ▼PCR 等の検査の体制整備については、適宜、民間検査機関に対して 5 月の連休時における検査数の予測を伝達するなど、十分な連携を図ること。また、民間検査機関からの結果報告の把握に遅れが生じないように、医療機関の体制や検査結果の伝達方法についても事前に検討すること。
- ▼医療提供体制の確保に係る地域の取り組みの一環として、新たな医療機関の開設や病床等の構造設備の変更等が行われる場合も想定される。その際の手続きについては、連休時においても支障が生じないよう、必要な相談体制を確保すること。また、医療提供体制の確保に当たっては、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、これらは医療法に基づく届け出は省略して差し支えないこと。
- ▼連休時においても、感染制御および業務継続の両面に係る支援が可能な専門のチームが、COVID-19 が一例でも確認された場合に迅速に稼働できる体制を保持するとともに、感染拡大時の都道府県への本省職員および地方厚生（支）局職員の派遣や都道府県間の広域

調整の支援、国の関係機関との調整など、必要な支援については、厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の地域支援班に相談されたい。

医療情報④
厚生労働省
事務連絡

GW期間中のレムデシビル製剤 の配送で事務連絡

厚生労働省は4月14日付で、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の大型連休期間中に係る各医療機関への配分について（依頼）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤(販売名：ベクルリー点滴静注液)の各医療機関への配分については、医師の判断により本剤の投与が適当と考えられる患者数の、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)への入力を通じて調整している。

4月末からの大型連休期間中の本剤の配分について、製造販売業者(ギリアド・サイエンシズ)と調整し、下記のとおり配分するとした。

[4月26日から5月9日までの配送日について]

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ▼4月26日（月）から28日（水） | ▼同月30日（金） |
| ▼5月1日（土） | ▼同月3日（月） |
| | ▼同月5日（水）から8日（土） |

に配送する。各日前日の13時までにG-MISに入力された本剤の投与対象者数の情報に基づき配送指示を行う。

[4月19日から5月8日配送分のバイアル数について]

ベクルリーの供給量に限りがあることから、現在のところ、患者1人につき6バイアルを配送し、必要に応じて追加でさらに5バイアルまで配送可能としているが、連休期間中については、以下とした。

- | |
|--|
| ▼4月19日（月）から同月28日（水）の間は、患者1人につき11バイアル配送（院内在庫がある場合の調整なし） |
| ▼令和4月30日（金）から5月8日（土）の間は、患者1人につき11バイアル配送（院内在庫がある場合は必要に応じて調整し配送） |

院内在庫となった場合は、G-MISの「投与予定のなくなったレムデシビルのバイアル数」に必ず入力するよう求めている。

院内在庫は、新規患者への使用は可能だが、その際G-MISへ同日中に必ず入力するよう求めた。

IHEAT の教育カリキュラム および研修教材配布

厚生労働省は4月12日付で、「新型コロナウイルス感染症等対応人材（IHEAT）の基本的な教育カリキュラムおよび研修教材について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

都道府県単位での潜在保健師等の登録の仕組みである IHEAT（Infectious diseases Health Emergency Assistance Team：アイヒート）の基本的な教育カリキュラムおよびこれに基づく標準プログラムの教材を配布するとしている。研修等に活用するよう求めている。

標準プログラムは、「e-learning」と「Web 講義」で構成。

「e-learning」については、日本公衆衛生協会のウェブサイト（<http://www.jpha.or.jp/>）に掲載されたリンクからアクセスできる。

「e-learning」において研修謝金支払いの条件としている小テストは、現在開発中の IHEAT 名簿管理システムの完成（5月中目途）まで実施できないとした。「e-learning」をオンラインで視聴できない場合に対応し、PDF 化した資料も準備しているという。

「Web 講義」の教材と実施の手引き等に関しては個別対応とし、必要に応じて日本公衆衛生協会に問い合わせるよう求めた。問い合わせ先は、iheat@jpha.or.jp。

また、IHEAT 名簿管理システムの完成が近づいた時点で Web 説明会を、ゴールデンウィーク前後を目途に開催する予定。

貸切バスを接種会場にする 場合の留意点を事務連絡

厚生労働省は4月15日付で、「新型コロナウイルスワクチン接種会場としての貸切バス車両の活用について（情報提供）」を、都道府県等と市区町村に宛てて事務連絡した。

地方自治体等のニーズに応じて、貸切バス事業者が保有するバスを新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種会場に活用する場合の取り扱いについて、国土交通省から各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）に対して通知しており、それについて情報提供している。

通知は、「新型コロナウイルスワクチン接種会場としての貸切バス車両の活用について」。

貸切バスをワクチン接種会場に活用するにあたり、市町村等が診療所を開設する場合には、許可是適切な時期に事後的で可としており、開設許可に係る申請事項について簡素化する等の臨時的な取り扱いを活用できる。

そのうえで、臨時的な取り扱いに基づく申請に当たっては、市町村等が行う手続きに関する

相談に際して、貸切バス事業者も関与するのが望ましいとした。

既存の医療機関が、貸切バスを「移動健診等施設」として活用し、巡回健診等としてワクチン接種を実施することも可能と明示。その場合も手続きに関する相談に際して、貸切バス事業者も関与するのが望ましいと書き添えている。また、貸切バス事業者の事業用自動車を一時的にワクチン接種会場として活用することは、旅客の運送を伴わない一時的な自家使用と考えられるため、道路運送法上の手続きは不要とした。

さらに、ワクチン接種会場として貸切バス車両を活用する際に、座席を取り外した場合には、自動車検査証に記載された乗車定員等が変更となるため、本来であれば道路運送車両法第 67 条の規定に基づき事由があった日から 15 日以内に自動車検査証の記載事項の変更手続きおよび構造等変更検査が必要となる。

接種会場として使用する地方自治体および貸切バス事業者の管理体制の下、適切な運用がなされる場合は、恒久的に変更されるものではないことからこの期間を猶予し、記載事項の変更を行わずに活用できるよう「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用するとしている。

医療情報⑦
厚生労働省
事務連絡

新型コロナ PCR 検査キット など保険適用

厚生労働省は 4 月 14 日付で、「疑義解釈資料の送付について(その 63)」を、地方厚生(支)局と都道府県に宛てて事務連絡した。

SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出を実施する際に用いるものとして、4 月 14 日付で薬事承認された「DetectAmp SARS-CoV-2 RT-PCR キット」(シスメックス) は、同日から保険適用となる。

また、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施する際に用いるものとして 4 月 14 日付で薬事承認された「Xpert Xpress SARS-CoV-2/Flu『セフィエド』」(ベックマン・コールター) も、同日付で保険適用となる。

医療情報⑧
政府
公表

コロナワクチン接種、2回目まで 終了は 60 万人あまりに

政府が公表した新型コロナウイルスワクチンの接種実績によると、医療従事者に対する 4 月 15 日の接種は、1 回目が 1 万 6637 回、2 回目が 3 万 5983 回の、合わせて 5 万 2620

回だった。2月17日からの合計では、1回目が116万8650回、2回目が67万8405回で、合わせると84万7055回となった。

高齢者に対する接種では、4月12日からの4日間で6674回だった。いずれも1回目。

医療情報⑨
4月18日
現在

国内のCOVID-19重症者、 723人に

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、4月18日零時時点での前日より4733人増えて、合わせて52万9829人となった。

このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2567人、国内事例が52万7247人。国内の死者は、前日から38人増えて9622人となった。

すでに退院している人は、前日より2415人増えて48万793人となった。

入院治療を要する3万8759人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から21人増えて723人だった。4月16日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は1133万2093件だった。

4月18日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が12万9540人（死亡1846人）で最も多く、次いで大阪府の6万6752人（死亡1266人）、神奈川県の5万659人（死亡800人）、埼玉県の3万5286人（死亡728人）、千葉県の3万1463人（死亡600人）などとなっている。

■インドの感染者数、1500万人目前に

厚労省のまとめ（[図表](#)）によると、4月18日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が約3163万人に達した。死者数は約56万7000人となった。

インドでは、感染者が約1453万人に達し、死者は約17万6000人。

ブラジルでは感染者数が約1390万人、死者は約37万2000人。

このほか感染者が100万人を超えているのは、フランス、ロシア、英国、トルコ、イタリアなどの合わせて24の国と地域、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて89の国と地域。感染者が1万人を超えているのは143の国と地域。

ヨーロッパでは、フランスで感染者が約532万人に達したほか、ロシアでは約464万人、英国で約440万人となっている。

イタリアで約386万人、スペインで約341万人、ドイツでは約315万人となった。

さらに、ポーランドで約268万人、ウクライナで約199万人、チェコで約160万人、オ

ランダで約 142 万人、ルーマニアで約 103 万人となった。

中南米では、ブラジルのほか、アルゼンチンで約 268 万人、コロンビアで約 264 万人、メキシコで約 230 万人、ペルーで約 170 万人、チリで約 112 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 160 万人となったほか、フィリピンで約 93 万人、パキスタンで約 76 万人、バングラデシュで約 72 万人などとなっている。

中東地域では、イランで感染者が約 222 万人となったほか、イラクでも約 97 万人となっている。

アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 157 万人に達した。

また、モロッコで感染者が約 51 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死者者の状況

国・地域	感染者	死者者	国・地域	感染者	死者者
米国	31,627,701	566,893	ベルギー	947,000	23,718
インド	14,526,609	175,649	フィリピン	926,052	15,810
ブラジル	13,900,091	371,678	スウェーデン	900,138	13,788
フランス	5,321,176	100,752	イスラエル	836,883	6,331
ロシア	4,640,537	103,451	ポルトガル	830,560	16,942
英国	4,401,176	127,508	パキスタン	756,285	16,243
トルコ	4,212,645	35,608	ハンガリー	746,802	24,979
イタリア	3,857,443	116,676	バングラデシュ	715,252	10,283
スペイン	3,407,283	76,981	ヨルダン	683,466	8,178
ドイツ	3,154,305	79,971	セルビア	660,299	5,954
アルゼンチン	2,677,747	59,164	スイス	632,399	10,505
ポーランド	2,675,874	61,825	オーストリア	591,347	9,870
コロンビア	2,636,076	67,931	レバノン	508,503	6,886
メキシコ	2,304,096	212,228	モロッコ	505,447	8,944
イラン	2,215,445	66,327	アラブ首長国連邦	495,224	1,550
ウクライナ	1,989,160	41,278	サウジアラビア	404,054	6,810
ペルー	1,697,626	56,797	ブルガリア	385,963	15,138
チェコ	1,600,341	28,396	スロバキア	375,336	11,043
インドネシア	1,599,763	43,328	マレーシア	372,859	1,370
南アフリカ	1,565,680	53,711	パナマ	360,597	6,187
オランダ	1,419,871	17,114	エクアドル	358,157	17,641
カナダ	1,121,162	23,572	ベラルーシ	342,923	2,413
チリ	1,117,348	25,055	カザフスタン	338,764	3,288
ルーマニア	1,027,039	26,072	ギリシア	313,444	9,397
イラク	970,987	14,948	クロアチア	306,225	6,523